

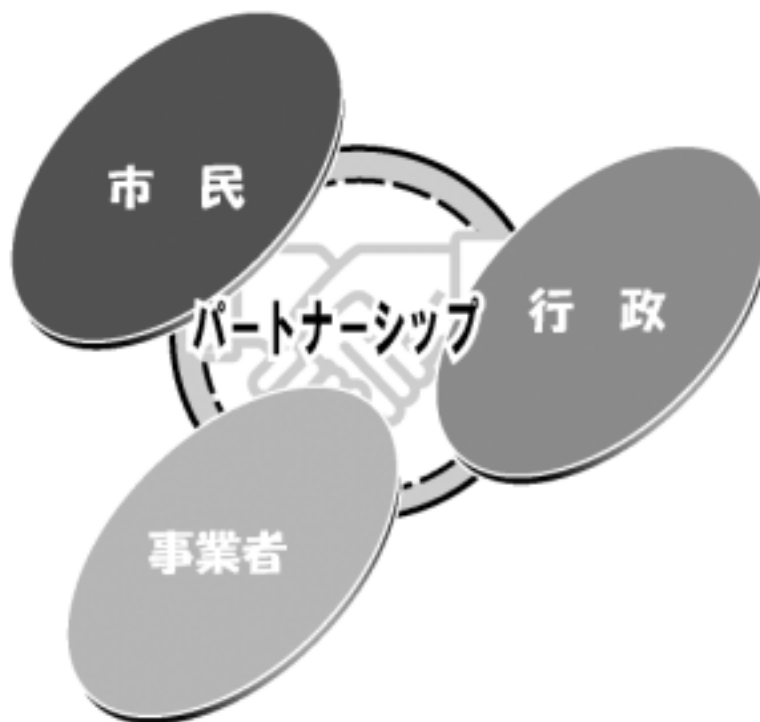
第8章 推進体制

本計画では、「環境先進都市こまつ」を目指していくために、6つの基本目標と35項目に基づくそれぞれの具体的な施策を掲げています。それら本計画の実効性を高めるとともに、着実に推進していくために、推進体制の整備を進めます。

1 市民・事業者・行政のパートナーシップ

- ・市民・事業者・行政のパートナーシップによる計画の推進を図るしくみを構築することが大切であり、身近な自然の保全や、省エネ生活を目指した環境にやさしいライフスタイルへの転換をはじめ、小松市民一人ひとりが“身近なできることから”環境にやさしい活動を積極的に行うことが最も必要とされます。
- ・それらの環境にやさしい活動を継続的に行い、各個人から地域へ、地域から市内へ、市内から世界へと浸透させていくことが求められ、市民主体による活動はその根底となる重要な取り組みです。
- ・行政は、それら市民・事業所の活動を支援に努めるとともに、市民のけん引的役割を担うように、環境活動に積極的に取り組んでいきます。

市民・事業所・行政のパートナーシップ



2 活動のネットワーク化

市民や事業者の主体的な活動の輪を広げるとともに、地域活動の連携や環境に対する市民からの提案を広く取り入れるための、市民・事業者・行政三者のネットワーク化を図ります。

(1) 市民・事業者・行政の三者のネットワーク化

- ・地域・事業所・行政における環境活動の組織づくりを進めるとともに、相互に意見・情報交換などを行うための組織として、市民・民間団体(環境活動団体・NPO等)・事業所・行政関係機関の代表者・学識経験者等からなる「(仮称)こまつ環境パートナーシップ会議」を発足し、各主体間の連携・ネットワーク化をより一層強め、環境先進都市の早期実現に向けて活動を推進していきます。

3 計画の進行管理

(1) 計画の進行管理

- ・本計画に基づき、環境に関わる施策や事業を展開していく上で、計画の進捗状況や達成度を評価し、その結果をその後の取り組みに反映することや、社会情勢や環境に関する新たな技術革新などを踏まえ、新たな視点から見直していく必要があります。
- ・よって、『(仮称)こまつ環境プラン推進会議』にて各施策の進捗状況をチェックし、課題の整理を行います。
- ・その結果を「(仮称)こまつ環境パートナーシップ会議」にて諮り、広く市民の意見を取り入れた上で、小松市環境審議会へ報告します。

市民・事業者・行政のネットワーク化と計画の進行管理

